

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月10日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第30号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後											改正前										
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）																					
組織		職務の級									組織		職務の級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
知事 の 事 務 部 局	本庁	防災局										副局長									副局長
		略																			
		略																			
		略																			
備考 略																					

附 則

この規則は、平成21年7月11日から施行する。